

○狭山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、狭山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成15年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条の規則で定める開発行為)

第2条 条例第2条の規則で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第8号の2及び第14号に掲げる開発行為

(2) 条例第3条第1項に規定する土地の区域において行う開発行為

(3) 条例第3条第2項に規定する土地において行う開発行為。ただし、平成13年5月18日以後に区画を変更した土地において行う場合の最低敷地面積は、150平方メートルとする。

(4) 面積が300平方メートルに満たない次のいずれかに該当する土地の所有者又はこれに準ずる者として市長が特に認める者が、当該土地において自ら行う開発行為

ア条例第5条第1項第2号アに規定する土地のうち自己の所有する土地又は同号イに規定する土地のうち区域区分日（条例第3条第2項に規定する区域区分日をいう。以下同じ。）前から自己の所有する土地（以下これらを「対象となる土地」という。）

イ対象となる土地で当該土地所有者から区域区分日後に相続により取得したものウ対象となる土地で当該土地所有者から区域区分日後に相続権のある者が贈与により取得（所有権移転仮登記が完了したものを含む。）したもの

(5) 条例第5条第1項第4号、第7号及び第8号に掲げる開発行為

(6) 平成15年6月1日以後に区画の変更のない土地において行う開発行為で当該土地の区画の変更を行わないもの。ただし、最低敷地面積は、150平方メートルとする。

（一部改正〔平成19年規則47号・29年2号・令和4年17号〕）

(条例第3条第1項の規則で定める土地の区域)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める土地の区域は、別表第1のとおりとする。

(条例第3条第2項の規則で定める区域)

第4条 条例第3条第2項の規則で定める区域は、別表第2のとおりとする。

(追加〔令和3年規則30号〕)

(条例第3条第2項の規則で定める土地)

第5条 条例第3条第2項の規則で定める土地は、次の各号のいずれかに該当することを行政機関等の発行した書面等で客観的に証すことのできる土地とする。ただし、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第29条の9各号に該当する土地を除く。

- (1) 登記簿における地目が区域区分日前に宅地であった土地
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく道路位置の指定を区域区分日前に受けている道路を利用し、建築物の敷地として利用しようとする土地
- (3) 宅地課税証明書により、区域区分日の属する年度に建築物の敷地であることが明らかな土地
- (4) 建築物を建築する目的で、区域区分日前に農地転用許可を受けた土地
- (5) 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）第1条の規定による改正前の法第43条第1項第6号ロの確認を受けた土地
- (6) 法第34条第13号の規定による届出をした土地
- (7) 建築基準法に基づく建築確認を区域区分日前に受けた土地
- (8) 航空写真により区域区分日当時に建築物の敷地であることが明らかな土地
- (9) 前各号に掲げるもののほか、区域区分日前に宅地であることが証明できる土地

(一部改正〔平成19年規則47号・29年2号・令和3年30号〕)

(条例第5条第1項第3号の規則で定める建築物)

第6条 条例第5条第1項第3号の規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 延べ床面積が100平方メートル以内の工場（作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。）
- (2) 延べ床面積が100平方メートル以内の事務所

(一部改正〔令和3年規則30号〕)

(条例第6条第4号の規則で定める事由)

第7条 条例第6条第4号の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 生活の困窮その他の生活環境の著しい変化のため、その住居の移転を余儀な

くされた場合

(2) 事業を営む者が、経営の状況が悪化したことにより、当該事業を継続することが困難となった場合

(一部改正〔令和3年規則30号〕)

(条例第6条第4号イの規則で定める建築物)

第8条 条例第6条第4号イの規則で定める建築物は、別表第3の左欄に掲げる建築物の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる建築物とする。

(一部改正〔令和3年規則30号〕)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔令和3年規則30号〕)

附 則

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則(平成19年12月19日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年2月27日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年12月20日規則第30号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月29日規則第17号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(一部改正〔令和3年規則30号〕)

大字下奥富字山崎963番、964番、967番及び972番からなる一団の土地
で別図第1に定める区域

別表第2(第4条関係)

(追加〔令和3年規則30号〕)

沢、狭山、入間川、入間川1丁目、入間川2丁目、入間川3丁目、入間川4丁目、
鶴ノ木、稻荷山1丁目、稻荷山2丁目、祇園、大字北入曾、大字南入曾、大字水野、
大字堀兼、大字中新田、大字青柳、大字加佐志、大字上奥富、大字下奥富、大字柏
原新田、柏原、大字上広瀬、大字下広瀬、広瀬1丁目、広瀬3丁目、広瀬東1丁目、

広瀬東2丁目、大字根岸、根岸1丁目、根岸2丁目、大字笹井、笹井1丁目、
笹井2丁目の各一部で別図第2に定める区域

別表第3（第8条関係）

（一部改正〔令和3年規則30号〕）

現に存する建築物	用途が類似する建築物
工場	倉庫
住宅（他の用途を兼ねるもの）	住宅（他の用途を兼ねないもの）
法第29条第1項第2号に規定する建築物	現に存する建築物と建築基準法第87条にいう建築物の用途の異なる建築物
法第43条第1項の許可を受けて建築された建築物	

別図第1 条例第3条第1項の規則で定める区域図

（一部改正〔令和3年規則30号〕）

